

佐賀県告示第 457 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 11 月 24 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 30 年 11 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - エチル - 1 - (3 - フルオロフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : 3-FEA、3-fluoroethamphetamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 N - エチル - 1 - (4 - フルオロフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : 4-FEA、4-fluoroethamphetamine) 及びその塩類
- (3) 化学名 N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] シクロプロパンカルボキサミド (通称名 : Cyclopropyl fentanyl) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。